

産業廃棄物の中間処理料金には、産業廃棄物処分場税相当額が上乗せ(転嫁)されます

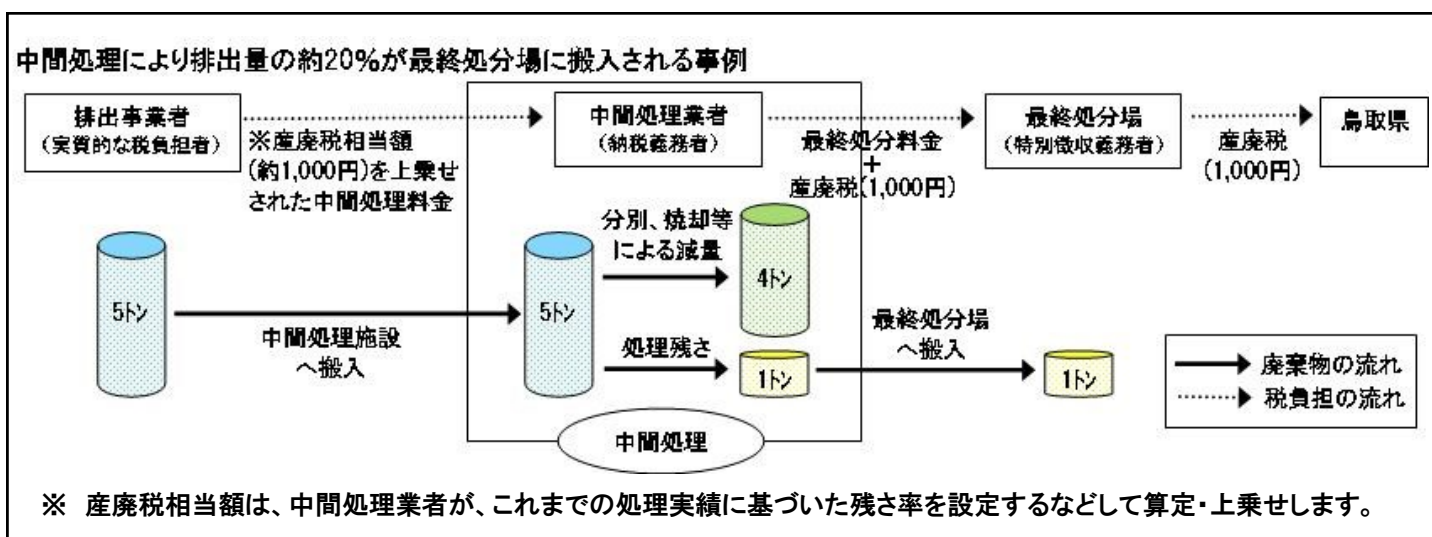
排出者責任と産業廃棄物処分場税の実質的負担

- 廃棄物処理法では、「事業者はその事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と排出者責任を明確に規定しています。
- 産業廃棄物処分場税(以下「産廃税」という。)においても、排出事業者が納税し、または「税相当額」が上乗せ(転嫁)された中間処理料金を負担することにより、排出事業者に実質的な税負担をしていただくことを前提にした仕組みとしています。

「産廃税相当額」が中間処理料金に転嫁される仕組み

- 産廃税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課税する制度なので、排出事業者が自ら最終処分場に搬入した場合は、排出事業者が直接納税していただきます。
- しかし、多くの場合、産業廃棄物は中間処理(分別、粉碎、焼却など)を経た後に最終処分場に搬入されるため、中間処理後の産業廃棄物を最終処分場に搬入した中間処理業者が産廃税を納税します。
- この場合、産廃税に係る産業廃棄物は中間処理業者が排出したものではないことから、本来、責任をもって処理すべき排出事業者が産廃税を負担していただくために、中間処理料金に税相当額が上乗せ(転嫁)されます。

産廃税は、最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量に対して1トンあたり1,000円です。



排出事業者の皆様へお願い

排出事業者の皆様は、自ら排出した産業廃棄物がどのような処理を経てどれくらい最終処分(埋立)されているのかを自らの責務として把握していただくとともに、中間処理料金に上乗せ(転嫁)される「産廃税相当額」の負担について御理解と御協力を御願います。

お問い合わせ先

◇税の仕組みに関すること

鳥取県総務部 税務課 課税担当 0857-26-7053
鳥取県中部県税事務所 課税課 事業税担当 0858-23-3109

◇産業廃棄物及び税込用途に関すること

鳥取県生活環境部 循環型社会推進課 0857-26-7681

